

前回会議における条例素案へのご意見

(1) 中途失聴・難聴者の定義について

- ・用語の定義の中に、ろう者、盲ろう者の定義は記載されているが、中途失聴・難聴者の定義が無い。中途失聴・難聴者の定義について、例えば、「人生の中で聴覚に障害を負った人で、話したり、聞こえにくいため、要約筆記や筆談が必要」という形で載せてほしい。条例の中に定義することによって、市民の皆様が、中途失聴・難聴者がどんな方で、どのような支援が必要なのかを理解できると思う。

(2) 前文中の「一時は」の表現について

- ・前文中の「一時は学校教育の中で手話が事実上禁じられる」という文言のうち、「一時は」という表現について、非常に短い期間という印象を与えてしまう懸念がある。実際には、1880年の国際会議（ミラノ会議）において口話教育が推奨されて以降、100余年もの間、学校教育の場で手話が事実上禁止される時代が続いた。したがって、「明治初めから100年あまりの長きにわたり」というような表現に修正してほしい。

(3) 乳幼児期における手話を学ぶ機会の確保について

- ・聴覚障害がある子どもが生まれた場合に、本人及び保護者に対し、乳幼児期から手話を学び習得することができるような、学習機会の確保について明記してほしい。

【参考】大阪府手話言語条例 第三条

府は、市町村、聴覚障害者の日常生活及び社会生活の支援を行う民間の団体並びに学識経験のある者と協力して、聴覚障害者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るものとする。

(4) 市からの情報発信及び行政手続き等における情報技術の活用について

- ・第13条について、「市は、市政に関する情報を発信する際、及び行政上の手続きに情報技術を活用する際は、障害者に対し、情報機器等の利用支援を行うとともに、当該機器等を利用することが困難な障害者に対して代替手段を確保するなど、障害特性に配慮して取り組むものとする。」とあるが、このうち情報の発信について、「市は、市民が行政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話及びそれぞれの障害特性に合った方法での情報発信を促進する。」という規定を加えてほしい。

(5) 市民及び事業者の役割について

- ・第1条について、「手話が独自の体系を持つ」とあるが、ここでいう「体系」も、前文にある「文法体系」と同義であれば、「文法体系」の表現に統一してほしい。